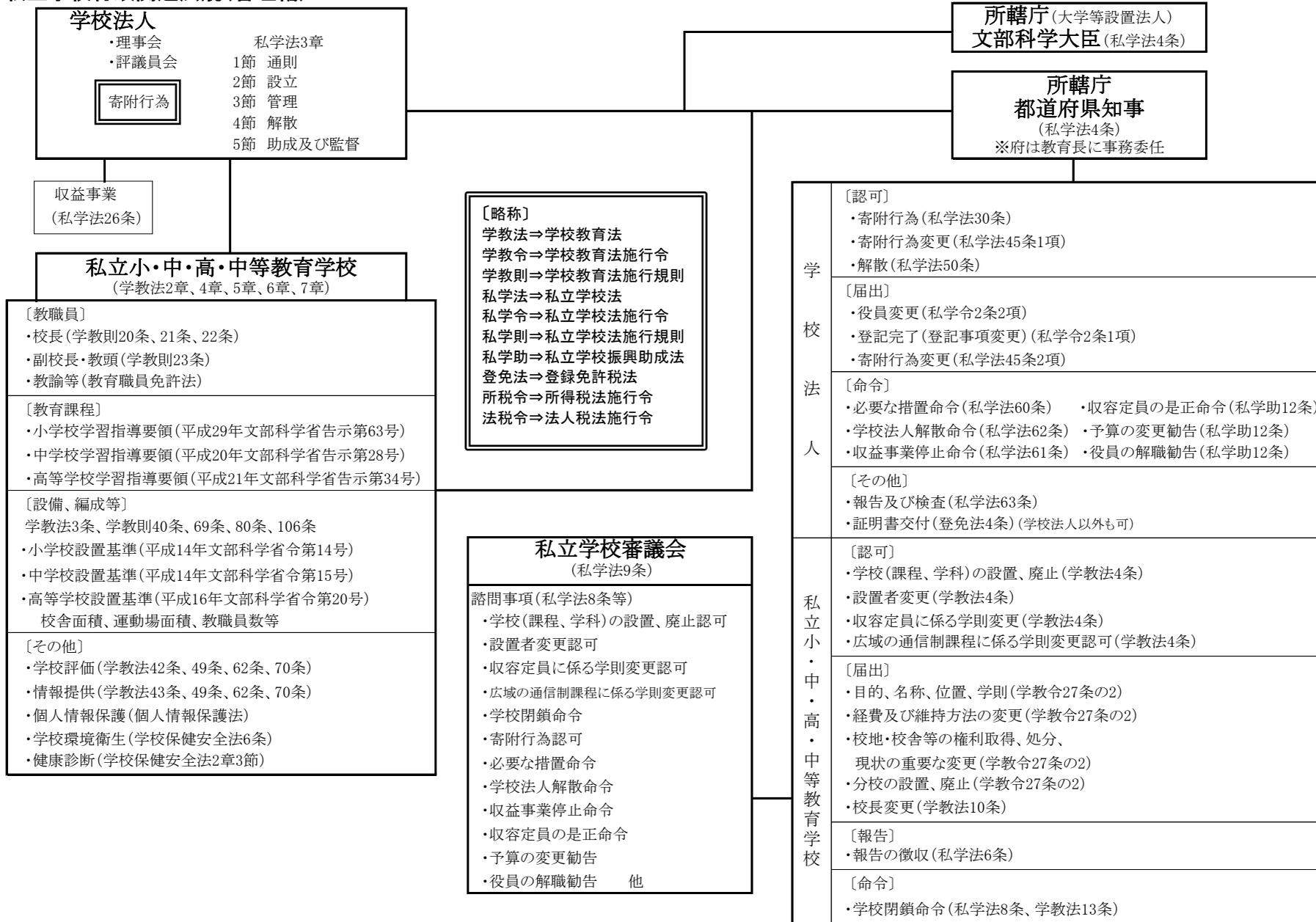


1 私立学校行政関連法規

■私立学校行政関連法規(管理編)



■認可・届出事由と申請・届出

事由		必要な申請（届）	注意事項
学校関係認可	学校を廃止しようとするとき	学校廃止認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	課程・学科を設置（廃止）しようとするとき	課程・学科設置（廃止）認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	現在の定員を増加（減少）しようとするとき	収容定員に係る学則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	広域の通信制課程に係る学則を変更しようとするとき	学則変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
学校関係届出	入学金、授業料の改定、教育課程表の変更を行おうとするとき その他学則記載内容に変更が生じるとき	学則変更届	授業料の値上げを行おうとするときは、必ず事前に私学課に相談すること
	学校の位置を変更しようとするとき	位置変更届	必ず事前に私学課に相談すること 「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、「校地（校舎）変更届」、「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	住居表示により住所が変更されたとき	住所変更届	「学則変更届（認可申請）」（位置の記載がある場合）、「寄附行為変更届」（事務所の所在地も変わる場合）も必要
	学校の名称を変更しようとするとき	名称変更届	「寄附行為変更届」、「学則変更届（認可申請）」も必要
	校地の買い増し、又は売却をしようとするとき	校地変更届	必ず事前に私学課に相談すること
	校舎の増築（改築）、又は取り壊し等をしようとするとき	校舎変更届	必ず事前に私学課に相談すること
大認 阪府 可所 管法 人届 関係 届出	理事・評議員の定数や任期等、理事会に関する規定などを変更しようとするとき その他寄附行為記載内容に変更が生じるとき	寄附行為変更認可申請	必ず事前に私学課に相談すること
	学校（学科）の名称、事務所の所在地（住所）、公告の方法を変更したとき	寄附行為変更届	学校の名称を変更する場合は「学則変更届」「名称変更届（認可申請）」も必要
	理事長が変更し（任期満了による再任を含む。）、その登記を完了したとき	理事長変更届	理事長変更後2週間以内に変更等の登記し、登記完了後速やかに私学課に届出すること
	理事・監事が変更したとき（任期満了による再任を含む。）	役員変更届	
その他	登記事項を変更登記したとき	登記完了届	資産総額の変更は、寄附行為で定める日（遅くとも6月末日）までに登記し、私学課に届出すること
	登録免許税の免除をうけようとするとき	証明願	
	寄付金控除等をうけようとするとき	特定公益増進法人証明申請、税額控除に係る証明申請	